

和歌山県における観光振興に向けた相互連携協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と国立大学法人和歌山大学（以下「乙」という。）と社団法人和歌山県観光連盟（以下「丙」という。）とは、産学官連携の協働による活動を推進することにより、県内観光産業の振興を図り、ひいては和歌山県経済の活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本県の基幹産業である観光産業の振興を図るため、甲、乙及び丙それぞれがその持分（特質）を十分發揮し、協働による活動を推進することを目的とする。

（活動内容）

第2条 事業内容は、次のとおりとする。

- （1）県内観光産業の振興に向けた共同調査及び共同研究
- （2）県内観光産業における人材育成
- （3）その他本県観光振興に寄与する事業

（情報交換会の開催）

第3条 前条各号に規定する事業の実施に当たり、甲、乙及び丙は、適宜情報交換会を開催するものとする。

（連携窓口の設置）

第4条 甲、乙及び丙は、連携・協力に関する窓口をそれぞれ設置し、相互に協議・情報交換等を行うとともに、第2条各号に規定する事業を強力に推進することとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、その締結日から1年間とし、本協定終了日の30日前に甲、乙又は丙が別段の意思表示をしない場合は、本協定は同一の条件で更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

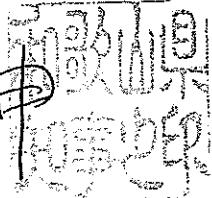
(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙はともに誠意をもって協議し、解決するものとする。

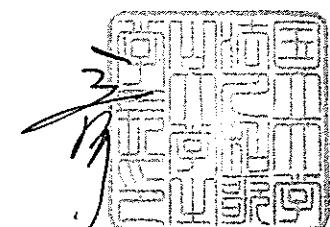
本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 4月22日

甲 和歌山県知事

木下 政吉 

乙 国立大学法人和歌山大学長

木下 政吉 

丙 社団法人和歌山県観光連盟会長

木下 政吉 